

大田市告示第105号

大田市民生委員・児童委員に対する個人情報の提供に関する要綱（平成30年大田市告示第32号）の一部を次のように改正する。

令和7年4月30日

大田市長 楳野弘和

様式第1号及び様式第2号中「㊤」を削る。

附 則

この告示は、令和7年4月30日から施行し、令和7年4月1日から適用する。